

## 新技術・新事業創造貸付のご案内

新しいニーズに対応するため、新製品や新サービスの開発等に必要となる資金の円滑な供給を図ります

### 1 融資対象者

次のいずれかに該当する方

- (1) (公財)ひょうご産業活性化センターが実施する「新事業創出支援貸付」の貸付(内定)を受けた方
- (2) 「じばさん兵庫ブランド創出支援事業」「地場産業海外展開支援事業」の認定を受けた方
- (3) 健康・福祉・シルバー関連産業を営む方、又は新たに営もうとする方
- (4) 先端技術機器の製造若しくは導入等、又はこれらを用いたサービスの提供若しくは導入を行う方
- (5) 「農商工等連携促進法」に基づく「農商工等連携事業計画」の認定を受けた方及び「ひょうご農商工連携ファンド」の助成を受ける方
- (6) 「ひょうごNo.1ものづくり大賞」、「ひょうごクリエイティブビジネスグランプリ」、「ひょうご優良経営賞」で顕彰された方
- (7) 「ひょうごオールワ企業等認定・支援事業」のうちオールワを目指す企業と認定された方
- (8) 国の全国統一保証制度である「特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証」を利用する方
- (9) 業務用燃料電池の導入を行う方

### 2 融資条件

融資限度額	2億円(うち運転資金1億円)
融資利率	年0.90%(固定利率)
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)
資金使途	設備資金及び運転資金
担保・保証人	保証協会又は金融機関の定めるところによる (第三者保証人不要)
信用保証	原則として保証を付ける 保証料軽減措置(基準料率から2割軽減)を受けることができます。

### 3 申込先

申込みは、県融資制度の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

### 4 問い合わせ先

兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室 ☎078-362-3321

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

### 5 その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。

また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。